

(様式第1号)  
諏訪市補助金等交付規則第4条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構補助金
補助事業等の目標	高度な技術を有する中小企業が集積する諏訪地域において開催される諏訪圏工業メッセの実行委員会事務局であるNPO法人に補助金を交付することにより、広域的・横断的な産業活性化を図る。
補助事業等の対象者	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
補助対象経費	広域的・地域横断的に産業活性化支援のための運営・活動経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で市長が必要と認める額 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成17年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日 【終期が3年を超える場合の理由】 諏訪圏工業メッセは「あり方検討会」において、令和4年度から5年間継続されることが答申され、同メッセの実行委員会事務局であるNPO諏訪圏ものづくり推進機構に対しての支援についても同メッセ継続中は引き続き行われることが報告・承認されたため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成27年2月6日 一部改正  
平成29年3月29日 一部改正(平成29年4月1日 施行)

令和 4 年 3 月 16 日 一部改正（令和 4 年 4 月 1 日 施行）  
令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（令和 6 年 4 月 1 日 施行）